

私共資格第156号
令和7年10月1日

学校法人等代表者 殿
任意継続加入者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 福原紀彦

加入者証等の廃止（経過措置期間終了）について

平素から、私学事業団の共済業務につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年6月9日付で公布された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）」により、マイナンバーカードと保険証が一体化し、令和6年12月2日をもって、加入者証・加入者被扶養者証・任意継続加入者証・任意継続加入者被扶養者証（以下、「加入者証等」という）の新規発行が終了しました。既発行の加入者証等につきましては、1年間の経過措置期間がありましたが、令和7年12月1日をもって廃止となります。

つきましては、加入者証等の廃止に伴い、留意事項をお知らせいたします。

記

1 経過措置終了後の医療機関等受診について

経過措置終了後は、マイナ保険証（※1）での医療機関等受診が基本となります。マイナ保険証の取得にご協力をお願いします。

（※1）マイナンバーカードを健康保険証として登録したもの。

2 資格確認書の一斉交付について

令和7年11月中旬に、マイナ保険証を持っていない（電子証明書の期限が切れている場合も含む）加入者及び被扶養者（以下「加入者等」という）を対象として、「資格確認書」（紙製）を所属学校及び任意継続加入者あてに一斉交付します。学校事務担当者の方は、対象者に配付してください。

「資格確認書」は、加入者証等に代わる証です。「資格確認書」を用いて加入者証等と同じように医療機関等を受診することができます。

- （1） 令和7年10月7日時点での加入者等のデータと社会保険診療報酬支払基金で確認している「マイナ保険証」保有者のデータを突合し、「マイナ保険証」を持っていない加入者等を対象として交付します。なお、すでに「資格確認書」の交付を受けている人及び令和7年12月2日以前に75歳に到達している人は除きます。

- (2) データ突合時点の加入者等を対象に交付対象者を抽出しているため、発送の時点で既にマイナ保険証を保有している、または、退職している等、本来であれば不要な「資格確認書」も含まれている可能性があります。このような場合はお手数ですが私学事業団に返納をお願いします。

3 資格確認書の有効期間について

今回送付する「資格確認書」の有効期間は、令和11年11月30日です（75歳に到達する者は75歳の誕生日の前日まで、任意継続期間が満了する者は満了日までとなります。）。

4 資格確認書の返納について

有効期間内に加入者が資格喪失した、被扶養者が取り消しとなった、氏名を変更した場合等は、私学事業団に返納してください。

「資格確認書」は、「加入者証等」と同様、回収記録を個別に管理しますので、回収が確認できるまで督促を行います。紛失等により返納できない場合は、「資格確認書返納不能届書」を提出してください。

5 加入者証等の返納について

令和7年12月1日をもって加入者証等は無効になりますので、各自でハサミを入れるなどして破棄してください。返納の必要はありません。

＜内容等に関するお問い合わせ先＞

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部 資格課

☎03 (3813) 5321 (代表)